

西宮市大規模小売店舗立地法連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第8条第1項及び法第9条第1項の規定による市の意見に関し庁内意見の集約を図るため、西宮市大規模小売店舗立地法連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第5条に規定する大規模小売店舗の新設に関する届出等の事前協議に関すること
- (2) 法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による市の意見に関すること
- (3) その他法の運用と関連する市の所掌事務との調整等に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる委員で構成する。

- 2 連絡会議の議長は、商工課長をもって充てる。
- 3 連絡会議に幹事会をおく。
- 4 幹事会は、別表第2に掲げる課の担当係の長若しくは係員で構成するものとする。

(連絡会議の開催)

第4条 連絡会議又は幹事会(以下「連絡会議等」という。)の会議は、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、特定の案件について関係のある委員のみで連絡会議等を開催することができるものとし、また、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議等の庶務は、商工課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項は、別表に掲げる課で協議のうえ定める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

都市計画課長、交通政策課長、都市デザイン課長、美化企画課長、環境保全課長、
開発指導課長、土木管理課長、自転車対策課長、道路建設課長、商工課長

別表第2

局 部 名	課 名 等	分 野
政策局都市計画部	都市計画課・交通政策課 都市デザイン課	都市計画・交通政策 景観・まちづくり
環境局環境事業部	美化企画課	リサイクル・廃棄物
環境局環境総括室	環境保全課	大気騒音
都市局建築・開発指導部	開発指導課	開発指導
土木局土木総括室	土木管理課 自転車対策課	駐車場出入口 駐輪場

土木局道路部	道路建設課	交通処理
産業文化局産業部	商工課	商業